

議第2号議案

特別委員会の設置

横浜市会は、次のとおり特別委員会を設置する。

平成21年5月29日提出

市会運営委員会

委員長 横山 正 人

委員会の名称	付議事件	委員 定数	委員長及び 副委員長	期間
安全安心都市 特別委員会	子どもや高齢者をはじめとした市民生活の安全、火災などの様々な危機に関する対策及び市民の生命を守る医療の充実と健康づくりの推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。
環境行動都市 特別委員会	地球環境を守り、持続可能な社会の実現のため、水・緑の保全創造や、さらなるごみの減量・リサイクルを進めるなど多様な環境施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	
横浜経済活性化 特別委員会	企業等の誘致、創業・ベンチャー支援や新しい産業を創出し、市内企業の成長・発展を進め、また雇用環境の整備や都市農業の振興を図るなど市民生活を支える地域経済の活性化施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	
国際文化都市 特別委員会	海外諸都市との交流、国際会議の誘致や世界貢献を進めるとともに、文化芸術創造都市として横浜らしい魅力を世界に発信し、様々な人々が交流する国際性豊かなまちづくり施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	
都心部活性化 特別委員会	開港150周年を契機とした次の50年を見据えた都市づくりのため、港を中心とした臨海部や横浜の歴史を活かした市内都心部の活性化施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	

提案理由

生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会、交通問題対策特別委員会、少子・高齢化社会特別委員会、青少年・市民スポーツ特別委員会及び開港150周年事業推進特別委員会の廃止に伴い、特別委員会を設置したいので、横浜市会委員会条例第5条の規定により提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。